

千葉県報

号外
平成24年7月13日

主 要 目 次

千葉県射撃場設置管理条例	四
県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例	六
県が管理する県道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例	一五
県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	一五
千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	一五
流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例	二〇
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	二四
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	二五
千葉県県税条例の一部を改正する条例	二六
千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	二七
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	二九
千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例	二九
千葉県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	二九
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	三〇
千葉県環境保全条例の一部を改正する条例	三二
千葉県臨港地区建築物規制条例の一部を改正する条例	三二
千葉県立都市公園条例の一部を改正する条例	三三
千葉県風致地区条例の一部を改正する等の条例	三三

条 例 の あ ら ま し

○ 千葉県射撃場設置管理条例(条例第四十四号)(自然保護課)

一 制定の概要

1 設置(第二条関係)

射撃に関する技能の向上に資する施設を提供することにより、猟銃等の適正な使

用を確保し、及び鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため、千葉県射撃場(以下「射撃場」という。)を市原市古敷谷二千六百二十番地に設置することとした。

2 業務(第三条関係)

射撃場の業務は、射撃に関する技能の向上に資する施設の提供その他射撃場の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務とすることとした。

3 指定管理者による管理(第四条関係)

射撃場の管理を、指定管理者に行わせることとした。

4 利用の承認(第六条関係)

射撃場の施設のうちライフル射撃場その他の規則で定める施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならないこととした。

5 利用料金(第十条及び別表関係)

(一) ライフル射撃場を利用する者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならないこととした。

(二) 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とすることとした。

二 施行期日

平成二十五年四月一日から施行することとした。

○ 県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例(条例第四十五号)(道路計画課)

一 制定の概要

道路法の一部改正に伴い、県が管理する県道の新設又は改築を行う場合における車線、路肩、自転車道、歩道、舗装、橋、高架の道路等の技術的構造基準を定めることとした。(第三条から第四十二条まで関係)

二 施行期日

平成二十五年四月一日から施行することとした。

○ 県が管理する県道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例(条例第四十六号)(道路環境課)

一 制定の概要

道路法の一部改正に伴い、同法に基づいて定めるべき県道の案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法は、規則で定めることとした。

二 施行期日

平成二十五年四月一日から施行することとした。

○ 県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(条例第四十七号) (道路環境課)

一 制定の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、県が管理する県道のうち、特定道路の新設又は改築を行う場合における歩道、立体横断施設、乗合自動車停留所、自動車駐車場等に関する構造の基準を定めることとした。(第三条から第三十三条まで関係)

二 施行期日等

- 1 平成二十五年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(条例第四十八号) (公園緑地課)

一 制定の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、県が管理する都市公園のうち、特定公園施設の新設、増設又は改築を行う場合における園路及び広場、屋根付広場、休憩所、駐車場、便所等の特定公園施設に関し、設置基準を定めることとした。(第三条から第十三条まで関係)

二 施行期日等

- 1 平成二十五年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例(条例第四十九号) (下水道課)

一 制定の概要

下水道法の一部改正に伴い、次に掲げる基準等を定めることとした。

- 1 流域下水道の構造の技術上の基準(第三条から第七条まで関係)
- 2 終末処理場の維持管理に関し必要な事項(第八条関係)

二 施行期日

平成二十五年四月一日から施行することとした。

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(条例第五十号) (警察本部)

一 制定の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、高齢者、障害者等による道路横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路標

識及び道路標示に関する基準を定めることとした。(第二条から第四条まで関係)

二 施行期日

平成二十五年四月一日から施行することとした。

○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十一号) (総務課)

一 改正の概要

- 次の特殊勤務手当について、支給対象を見直すこととした。
 - 1 防疫等作業手当(第五条及び別表第二関係)
 - 口蹄疫等のまん延防止のために行う家畜のと殺等の作業について、防疫等作業手当を支給することとした。

2 銃器犯罪捜査手当(第十一条及び別表第二関係)

暴力団等による危害行為を未然に防止するために行う保護対象者の身辺警護等の保護対策作業について、銃器犯罪捜査手当を支給することとした。

3 特別救助等作業手当の特例(附則第三項及び第四項関係)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故について、原子炉が冷温停止状態と評価され、警戒区域及び避難指示区域の見直しが行われていることなどから、特例の対象となる区域及び額を見直すこととした。

二 施行期日等

- 1 公布の日から施行することとした。
- 2 一 1及び2については平成二十四年四月一日から、一 3の一部については同月十六日から適用することとした。

○ 千葉県県税条例の一部を改正する条例(条例第五十二号) (税務課)

一 改正の概要

1 県たばこ税の税率の引下げ(第六十四条及び附則第十条関係)

県たばこ税の税率を次のとおり引き下げることとした。

改正前 千本につき一、五〇四円 ↓ 改正後 千本につき八六〇円

2 個人の県民税の均等割の税率の引上げ(附則第四条関係)

平成二十六年年度から平成三十五年年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率を、臨時の措置として、本則の税率(一、〇〇〇円)に五〇〇円を加算した額とするものとした。

3 自動車税のグリーン化特例(附則第十一条関係)

平成二十四年度及び平成二十五年年度に新車新規登録された環境負荷の小さい自動車その翌年度に係る自動車税の税率について、そのおおむね五十パーセント又は二十五パーセントを軽減することとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日等

- 1 公布の日から施行することとした。ただし、一1については、平成二十五年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十三号)(市町村課)

一 改正の概要

1 市町村への権限の移譲

- (一) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制の整備等に係る権限を千葉市に移譲することとした。(別表第五号の八関係)
- (二) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備等に係る権限を千葉市、船橋市及び柏市に移譲することとした。(別表第五号の九関係)
- (三) 家庭用品品質表示法に基づく表示の標準を遵守しない販売業者であつて指示に従わない業者の公表の権限を各町村に移譲することとした。(別表第三十三号関係)
- (四) 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品取引事業者に係る報告徴収、立入検査等の権限を各町村に移譲することとした。(別表第三十四号関係)
- (五) 電気用品安全法に基づく所在する場所において検査することが著しく困難な電気用品の提出命令の権限を各町村に移譲することとした。(別表第三十五号関係)

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市への事務の移譲に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

3 地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日等

- 1 平成二十四年八月一日から施行することとした。ただし、一2については、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十四号)(総務ワークステーション)

一 改正の概要

障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第九

条の二関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例(条例第五十五号)(高齢者福祉課)

一 改正の概要

1 設置目的の変更(第二条関係)

生涯大学校の設置目的に、高齢者の生きがいの高揚に資することのほか、高齢者が地域における活動の担い手となることを促進することを加えることとした。

2 課程の変更(第四条関係)

生涯大学校に置かれている一般課程及び専攻課程を地域活動学部、造形学部及び地域活動専攻科に改め、通信課程を廃止することとした。

3 入学資格の変更(第七条関係)

入学できる年齢を六十歳以上から五十五歳以上に引き下げることにした。

4 利用料金の変更(別表関係)

課程の変更に伴い、利用料金の額の範囲を改定することとした。

二 施行期日等

- 1 平成二十五年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第五十六号)(保険指導課)

一 改正の概要

条例の失効期日を平成二十四年十二月三十一日から平成二十五年十二月三十一日に改めることとした。(附則第二項関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第五十七号)(衛生指導課)

一 改正の概要

1 食品衛生法施行令の一部改正に伴い、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めることとした。(第四条関係)

2 国が、食品、添加物等の規格基準の一部改正をしたことに伴い、生食用食肉を加

工し、及び調理する営業について、設備基準を定めることとした。(別表第二関係)

二 施行期日

平成二十四年十月一日から施行することとした。ただし、一 1 については、平成二十五年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県環境保全条例の一部を改正する条例 (条例第五十八号) (環境政策課)

一 改正の概要

1 特定事業場における排水水の汚染状態に係る測定結果の記録を保存する義務を明確化し、その記録を保存しなかった者は十万円以下の罰金に処することとした。
(第三十条及び第七十一条関係)

2 特定事業場において事故が発生した場合に応急の措置を講じるとともに県に届け出なければならぬものとする排水水に、生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水を加えることとした。(第三十一条関係)

二 施行期日

平成二十四年十月一日から施行することとした。

○ 千葉県臨港地区構築物規制条例の一部を改正する条例 (条例第五十九号) (港湾課)

一 改正の概要

1 工業港区において建設することができる構築物として、船舶役務用施設、廃棄物処理施設、港湾環境整備施設及び港湾厚生施設を加えることとした。(別表第二関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 千葉県立都市公園条例の一部を改正する条例 (条例第六十号) (公園緑地課)

一 改正の概要

都市公園法の一部改正に伴い、次に掲げる基準を定めることとした。

1 都市公園の設置基準として配置及び規模に関する基準 (第三条関係)

2 公園施設の設置基準として建築物面積の都市公園の敷地面積に対する割合に関する基準 (第三条の二関係)

二 施行期日

平成二十五年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県風致地区条例の一部を改正する等の条例 (条例第六十一号) (公園緑地課)

一 改正等の概要

1 放送法の一部改正及び有線放送電話に関する法律の廃止に伴い、引用する文言に

ついて規定の整備を行うこととした。(第一条関係)

2 千葉県風致地区条例を廃止することとした。(第二条関係)

二 施行期日等

1 平成二十七年四月二日から施行することとした。ただし、一 1 については、公布の日から施行することとした。
2 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

千葉県射撃場設置管理条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第四十四号

千葉県射撃場設置管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県射撃場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、射撃に関する技能の向上に資する施設を提供することにより、猟銃等の適正な使用を確保し、及び鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため、千葉県射撃場 (以下「射撃場」という。) を市原市古敷谷二千六百二十番地に設置する。

(業務)

第三条 射撃場の業務は、射撃に関する技能の向上に資する施設の提供その他射撃場の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務とする。

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、射撃場の設置の目的を効果的に達成するため、射撃場の管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの (以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第五条 指定管理者が行う業務の範囲は、第三条に規定する業務とする。

(利用の承認)

第六条 射撃場の施設のうちライフル銃等を用いて射撃を行う施設 (以下「ライフル射撃場」という。) その他の規則で定める施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、射撃場の管理に必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項に規定する施設の利用を承認しないことができる。

- 一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 その利用が、射撃場の設置の目的に反すると認められるとき。
- 三 その他射撃場の管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第八条 指定管理者は、第六条第一項の規定による利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 第六条第二項の規定による利用の条件に違反したとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- 四 その他射撃場の管理上支障があると認められるとき。

(管理の基準)

第九条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

(利用料金)

第十条 ライフル射撃場を利用しようとする者は、指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受する。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の支払の時期)

第十一条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

(利用料金の免除)

第十二条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第十三条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があるとき、この限りでない。

(知事による管理)

第十四条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理

者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第四条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に射撃場の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の承認が含まれるときに限る。)における第六条から第八条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第六条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、ライフル射撃場を利用しようとする者は、第十条の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。

4 前項本文の場合における第十一条から前条まで及び別表の規定の適用については、第十一条から前条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)第五条第三項の規定の例」と、同表中「第十条第三項」とあるのは「第十四条第三項」とする。

5 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。

6 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

7 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

8 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第六条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第十四条第三項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、射撃場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第十条第三項)

区分		単位	額の範囲
専用使用	一人二時間以内	一ライフル射撃場二時間につき	九千円以内
共同使用	超過時間一時間までごとに		千八百円以内 九百円以内

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第四十五号

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十条第三項の規定により、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技术的基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号。以下「政令」という。）の例による。

(車線等)

第三条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては、地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、二とする。

区	第一種				地形	設計基準交通量（単位 一日につき台）
	第二級	第三級	第四級	第五級		
第三種	第二級	第三級	第四級	第五級	平地部	一四、〇〇〇
	第二級	第三級	第四級	第五級	平地部	一〇、〇〇〇
	第二級	第三級	第四級	第五級	山地部	一三、〇〇〇
	第二級	第三級	第四級	第五級	山地部	九、〇〇〇
第三種	第三級	第四級	第五級	第六級	平地部	八、〇〇〇
	第三級	第四級	第五級	第六級	山地部	六、〇〇〇

第四種	第一級		地形	設計基準交通量（単位 一日につき台）
	第一級	第二級		
第四種	第一級	第二級	平地部	八、〇〇〇
	第一級	第二級	山地部	六、〇〇〇
第四種	第二級	第三級	平地部	一〇、〇〇〇
	第二級	第三級	山地部	九、〇〇〇

3

前項に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。）の車線の数は四以上（交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数）、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては、地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によつて定めるものとする。

第一種	第二種		地形	設計基準交通量（単位 一日につき台）
	第一級	第二級		
第一種	第一級	第二級	平地部	一二、〇〇〇
	第一級	第二級	山地部	九、〇〇〇
第一種	第二級	第三級	平地部	一一、〇〇〇
	第二級	第三級	山地部	八、〇〇〇
第一種	第三級	第四級	平地部	一一、〇〇〇
	第三級	第四級	山地部	八、〇〇〇
第二種	第一級	第二級	平地部	一八、〇〇〇
	第一級	第二級	山地部	一七、〇〇〇
第二種	第二級	第三級	平地部	一七、〇〇〇
	第二級	第三級	山地部	一七、〇〇〇
第三種	第二級	第三級	平地部	一七、〇〇〇
	第二級	第三級	山地部	一七、〇〇〇
第三種	第三級	第四級	平地部	一七、〇〇〇
	第三級	第四級	山地部	一七、〇〇〇
第四種	第一級	第二級	平地部	一七、〇〇〇
	第一級	第二級	山地部	一七、〇〇〇
第四種	第二級	第三級	平地部	一七、〇〇〇
	第二級	第三級	山地部	一七、〇〇〇
第四種	第三級	第四級	平地部	一七、〇〇〇
	第三級	第四級	山地部	一七、〇〇〇

4

交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に〇・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし

第三級

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

第五條 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

第六條 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第一種	区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）
	第二級	普通道路	
第二種	第三級及び第四級	普通道路	二・五
		小型道路	一・二五
第三種	第二級から第四級まで	普通道路	一・七五
		小型道路	一
第四種	第五級	普通道路	一・二五
		小型道路	一

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十

メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第一種	区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）
	第二級及び第三級	普通道路	
第二種	第三級及び第四級	普通道路	二・五
		小型道路	一・二五
第三種	第二級	普通道路	一・七五
		小型道路	一
第四種	第三級及び第四級	普通道路	一・二五
		小型道路	一

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

第一種	区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）
	第二級	普通道路	
第二種	第三級及び第四級	普通道路	一・二五
		小型道路	〇・七五
第三種	第二級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第四種	第三級及び第四級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第三項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第一種第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種（第五級を除く。）の普通道路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に

設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区 分		路肩に設ける側帯の幅員(単位:メートル)	
第一種	第二級	〇・七五	〇・五
	第三級	〇・五	〇・二五
	第四級		
	第一級		
第二種	第一級	〇・五	
	第二級		

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合には、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第七條 第四種(第四級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

第八條 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。(自転車歩行者道)

第九條 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。(歩道)

第十條 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。(歩行者の滞留の用に供する部分)

第十一條 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑

な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第十二条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次の各号に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

第十三条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区	分				設計速度(単位 一時間につきキロメートル)
	第一級	第二級	第三級	第四級	
第一種	第一級	第二級	第三級	第四級	一〇〇
	第一級	第二級	第三級	第四級	八〇
	第一級	第二級	第三級	第四級	六〇
	第一級	第二級	第三級	第四級	五〇
第二種	第一級	第二級	第三級	第四級	八〇
	第一級	第二級	第三級	第四級	六〇
	第一級	第二級	第三級	第四級	五〇又は四〇
	第一級	第二級	第三級	第四級	六〇
第三種	第一級	第二級	第三級	第四級	六〇
	第一級	第二級	第三級	第四級	五〇又は四〇
	第一級	第二級	第三級	第四級	五〇、四〇又は三〇
	第一級	第二級	第三級	第四級	四〇、三〇又は二〇
第四種	第一級	第二級	第三級	第四級	六〇
	第一級	第二級	第三級	第四級	五〇又は四〇
	第一級	第二級	第三級	第四級	六〇、五〇又は四〇
	第一級	第二級	第三級	第四級	五〇、四〇又は三〇

2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

ロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第十四条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第三十二条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第十五条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)
一〇〇	四六〇
八〇	二八〇
六〇	一五〇
五〇	一〇〇
四〇	六〇
三〇	三〇
二〇	一五

(曲線部の片勾配)

第十六条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区	分	最大片勾配(単位 パーセント)
第一種、第二種及び第三種	第一級	一〇
	第二級	一〇
	第三級	一〇
	第四級	六
(曲線部の車線等の拡幅)		

第十七条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第十八条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車

道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	二〇

(視距等)

第十九条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	視距(単位 メートル)
一〇〇	一六〇
八〇	一一〇
六〇	七五
五〇	五五
四〇	四〇
三〇	三〇
二〇	二〇

2 車線の数が二である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じて、自動車追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第二十条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

区分	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断勾配(単位 パーセント)
第一種、第二種及び第三種	一〇〇	三
	八〇	四
	六〇	五
	五〇	六
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	四
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七
	三〇	八
	二〇	九
	一〇〇	六
	八〇	七
	六〇	八
	五〇	九
	四〇	七

き六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	一〇〇	凸型曲線	六、五〇〇
	八〇	凸型曲線	三、〇〇〇
六〇	凸型曲線	二、〇〇〇	
	凹型曲線	一、四〇〇	
五〇	凸型曲線	一、〇〇〇	
	凹型曲線	八〇〇	
四〇	凸型曲線	七〇〇	
	凹型曲線	四五〇	
三〇	凸型曲線	四五〇	
	凹型曲線	二五〇	
二〇	凸型曲線	二五〇	
	凹型曲線	一〇〇	

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	一〇〇	縦断曲線の長さ(単位 メートル)	八五
	八〇		七〇
六〇	凸型曲線		五〇
	凹型曲線		四〇
五〇	凸型曲線		四〇
	凹型曲線		三五
四〇	凸型曲線		三五
	凹型曲線		二五
三〇	凸型曲線		二五
	凹型曲線		二〇

23 第二十三条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュー

トンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

24 第二十四条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上 二以下
その他	三以上 五以下

2 歩道又は自転車道等には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

25 第二十五条 合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	一〇〇	合成勾配(単位 パーセント)	一〇
	八〇		一〇・五
六〇	凸型曲線		一〇・五
	凹型曲線		一一・五
五〇	凸型曲線		一一・五
	凹型曲線		一〇
四〇	凸型曲線		一〇
	凹型曲線		八
三〇	凸型曲線		八
	凹型曲線		六
二〇	凸型曲線		六
	凹型曲線		四

(排水施設)

第二十六条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第二十七条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交差させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第二十八条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。

4 連結路については、第三条から第六条まで、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十二條及び第二十五条の規定並びに政令第十二条の規定は、適用しない。

(鉄道との平面交差)

第二十九条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次の各号に定める構造とするものとする。

- 一 交差角は、四十五度以上とすること。
- 二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の

交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さは、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度(単位:メートル)	見通し区間の長さ(単位:メートル)
位 一時間につきキロメートル)	
五〇未満	一〇
五〇以上	一六〇
七〇未満	
七〇以上	二〇〇
八〇未満	
八〇以上	二三〇
九〇未満	
九〇以上	二六〇
一〇〇未満	
一〇〇以上	三〇〇
一一〇未満	
一一〇以上	三五〇

(待避所)

第三十条 第三種第五級の道路には、次の各号に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- 一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。
- 二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- 三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第三十一条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第三十二条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第三十三条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第三十四条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防護施設)

第三十五条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第三十六条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第三十七条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第三十八条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第三条から前条までの規定(第六条、第十三条、第十四条、第二十四条、第二十六条、第三十一条及び第三十五条の規定を除く。)並びに政令第四条、第十二条並びに第三十五条第二項及び第三項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第三十九条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより政令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第三条、第四条第一項、第四項及び第六項、第六条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第七項第一項、第九項第三項、第十項第

一項、第二項及び第四項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十七條第三項、第三十条並びに第三十二條の規定並びに政令第三条第四項及び第五項、第四条並びに第十二條の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。この場合において、同条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第四十条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第三条、第四条第四項から第六項まで、第五条、第七条、第八条第三項、第九条第二項及び第三項、第十条第三項及び第四項、第十二條第二項及び第三項、第十五條から第二十二條まで、第二十三條第三項並びに第二十五條の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第三条、第四条第四項から第六項まで、第五条、第六条第二項、第七条、第八条第三項、第九条第二項及び第三項、第十条第三項及び第四項、第十二條第二項及び第三項、第十九條第一項、第二十一條第二項、第二十三條第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十二條第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第四十一条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第三十九条第四項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第三十九条まで及び前条第一項の規定(自転車歩行者専用道路にあっては、第十一条の規定を除く。)並びに政令第三条、第四条、第十二條並びに第三十五條第二項及び第三項の規定は、適用

しない。

(歩行者専用道路)

第四十二条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第三条から第十条まで、第十二条から第三十九条まで及び第四十条第一項の規定並びに政令第三条、第四条、第十二条並びに第三十五条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

県が管理する県道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第四十六号

県が管理する県道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第三項の規定により、県が管理する県道に設ける道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）第一条第二項に規定する案内標識及び同項に規定する警戒標識並びにこれらに附置される同条第一項に規定する補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第四十七号

県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 歩道等（第三条―第十条）

第三章 立体横断施設（第十一条―第十六条）

第四章 乗合自動車停留所（第十七条・第十八条）

第五章 自動車駐車場（第十九条―第二十九条）

第六章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第三十条―第三十二条）

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により、県が管理する県道に係る道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法第二条、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第四号、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第十六号）第二条に定めるところによる。

第二章 歩道等

(歩道)

第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第四条 歩道の有効幅員は、県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第四十五号）第十条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例第九条第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第五条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

3 排水溝を設ける場合は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障のない構造とすること。

(勾配)

第六条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第八条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第十条 第四条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

第三章 立体横断施設

（立体横断施設）

第十一条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレ

ベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第十二条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 籠の内の幅は一・五メートル以上とし、内のり奥行きは一・五メートル以上とすること。

二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内のり幅は一・四メートル以上とし、内のり奥行きは一・三五メートル以上とすること。

三 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては九十センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては八十センチメートル以上とすること。

四 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第二号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

六 籠内に、手すりを設けること。

七 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

十 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

十一 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とすること。

十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合において

は、この限りでない。

(傾斜路)

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートル以上とすることができる。
- 二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。
- 三 横断勾配は、設けないこと。
- 四 二段式の手すりを両側に設けること。
- 五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- 八 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- 九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- 十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第十四条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- 一 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
- 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- 三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- 四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- 五 くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- 六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- 七 踏み段の有効幅は、一メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第十五条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

るものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- 二 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- 三 二段式の手すりを両側に設けること。
- 四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 六 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、一・五メートル以上とすること。
- 二 二段式の手すりを両側に設けること。
- 三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 四 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 五 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- 九 階段の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- 十 階段の高さが三メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- 十一 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては一・二メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第四章 乗合自動車停留所

(高さ)

第十七条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第十八条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由により

やむを得ない場合においては、この限りでない。

第五章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第十九条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- 一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 二 有効幅は、三・五メートル以上とすること。
- 三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第二十条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- 一 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 二 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- 三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第二十一条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次の各号に掲げる構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- 一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第二十二条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とすること。
- 二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- 三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第二十三条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第十二条第一号から第四号までの規定は、第一項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第十二条の規定は、第二項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第二十四条 第十三条の規定は、前条第一項の傾斜路について準用する。

(階段)

第二十五条 第十六条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第二十六条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第二十二条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第二十七条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- 一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- 二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- 三 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- 四 前号の規定により設けられる小便器には、その両側に手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第二十八条 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 第二十二条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同条各号に掲げる構造とすること。

二 出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

五 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第二項第一号の便房は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

三 腰掛便座及び手すりを設けること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗面器具を設けること。

3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

第二十九条 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第二十七条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第六章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等
(案内標識)

第三十条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設

けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第三十一条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第三十二条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第三十三条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

3 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存

する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を一メートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第八条の規定による基準そのまま適用することが適当でないとき、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「二メートル」とあるのは、「一メートル」とする。

千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第四十八号

千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定により、県が管理する都市公園に係る都市公園移動等円滑化基準を定めるものとする。

第二条 この条例における用語の意義は、法第二条に定めるところによる。

(園路及び広場)

第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「政令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ト 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とする。

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ト 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの

のもつてこれに代えることができる。

五 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。

ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

チ 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路等の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び政令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

七 次条から第十一条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

（休憩所及び管理事務所）

第五条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(ロ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出で対応できる構造である場合は、この限りでない。

三 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。

二 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

（野外劇場及び野外音楽堂）

第六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、第四条第一号の基準に適合するものであること。

二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

（休憩所及び管理事務所）

（休憩所及び管理事務所）

（休憩所及び管理事務所）

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブ

ロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。

二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前各項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 政令第三条第一号に規定する園路及び広場からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

三 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をするこ

と。

(便所)

第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

三 前号の規定により設けられる小便器には、その両側に手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項各号に掲げる基準のほか、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第九条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(ロ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

2 前条第二項第一号の便房は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられているこ

と。

3 第一項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

第十条 前条第一項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八条第二項第二号の便房について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
(水飲場及び手洗場)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第十三条 第三条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第三条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。
(一時使用目的の特定公園施設)

第十四条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特定公園施設の新設、増設又は改築については、第三条第二号ト、第三号ホ及び第五号チ、第七条第二項第二号並びに第八条第一項第三号の規定は適用せず、なお従前の例による。

流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第四十九号

流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。)第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項及び第二十一条第二項の規定により、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百七十七号)の例による。

(流域下水道の構造の基準)

第三条 法第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第七条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第四条 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第六条において同じ。)に共通する構造の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 堅固で耐久力を有する構造とすること。

二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

三 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の知事が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第五条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、知事が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられて

いること。

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 マンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第六条 第四条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。)の構造の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

二 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第七条 前三条の規定は、次の各号に掲げる流域下水道については、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道
(終末処理場の維持管理)

第八条 法第二十五条の十第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

二 沈砂池又はちんでん池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置を講ずること。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第五十号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例
(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第三十六条第二項に規定する信号機等に関する条例で定める基準を定めるものとする。

(信号機に関する基準)

第二条 信号機に関する法第三十六条第二項に規定する条例で定める基準は、当該信号機が、次の各号に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次の各号に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

一 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 視覚障害者に対し、人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

ロ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ハ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車等が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識に関する基準)

第三条 道路標識に関する法第三十六条第二項に規定する条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第四条 道路標示に関する法第三十六条第二項に規定する条例で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示

二 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十四年七月十三日

千葉県条例第五十一号

千葉県知事 鈴木 栄治

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（昭和三十五年千葉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第六号中「焼却の作業」の下に「（第八号に掲げる作業を除く。）」を、「処理作業」の下に「（同号に掲げる作業を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

八 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「口蹄疫等」という。）のまん延を防止するために行う、家畜のと殺若しくは死体の焼却若しくは埋却の作業又は口蹄疫等の病原体に汚染し、若しくは汚染した疑いのある物件、場所等の消毒の作業

第十一条第六項第一号中「遮へい等」を「遮蔽等」に改め、同条第十五項に次の一号を加える。

六 暴力団等による犯罪の被害者、その関係者等で暴力団等から危害を受けるおそれのあるものに対して当該危害を未然に防止するために行われる作業のうち、著しく危険であるものとして人事委員会が定める作業

附則第三項第二号中「同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を「帰還困難区域に設定することとされた区域」に改め、同項第三号中「居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を「居住制限区域に設定することとされた区域」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

附則第三項に次の一号を加える。
五 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退

きを行うこととされた区域において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

附則第四項各号を次のように改める。

- 一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円
 - 二 前項第一号の作業のうち前号及び第四号に掲げるもの以外のものであつて、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が定めるものに限る。） 二万円
 - 三 前項第一号の作業のうち前各号及び次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円
 - 四 前項第一号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 三千三百円
 - 五 前項第二号の作業のうち屋外において行うもの 六千六百元
 - 六 前項第二号の作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円
 - 七 前項第三号の作業のうち屋外において行うもの 三千三百円
 - 八 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの 六百六十円
 - 九 前項第四号の作業のうち屋外において行うもの 六千六百元
 - 十 前項第四号の作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円
 - 十一 前項第五号の作業のうち屋外において行うもの 五千円
 - 十二 前項第五号の作業のうち屋内において行うもの 千円
- 別表第二 四 保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(二) 防疫等作業手当の日額 二八〇円

目 中
「 2 第五条第三項第六号及び第七号の作業に従事したとき。」
「 2 第五条第三項第六号及び第七号の日額 二八〇円」
を

「 2 第五条第三項第六号及び第七号の作業に従事したとき。」	日額 二八〇円	
3 第五条第三項第八号の作業に従事したとき。	日額三八〇円（著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百を加算した額）	に改め、同表十七 警

「又は第五号」を「から第六号まで」に改める。
「又は第五号」を「から第六号まで」に改める。

附 則
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の特務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（附則第三項及び第四項の規定を除く。）は、平成二十四年四月一日から適用する。

3 改正後の条例附則第三項及び第四項の規定は、平成二十四年四月十六日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定による原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行つた作業であつて、改正後の条例の規定を適用した場合において改正後の条例附則第三項第二号に掲げる作業に該当することとなるものを行つたときについても適用する。

4 改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により、平成二十四年四月一日から施行日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

千葉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第五十二号

千葉県税条例の一部を改正する条例

千葉県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「その取得の日から一年以内」を「納期限（当該納期限がその取得の日から起算して一年を経過した日以後である場合にあっては、その日）まで」に改め、「不動産の取得」の下に「（当該災害が発生した日前に当該不動産を譲渡した場合における当該不動産の取得を除く。）」を加える。

第六十四条中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

附則第三条の二を削る。

附則第四条及び第五条を次のように改める。

（個人の県民税の税率の特例）

第四条 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第十五条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

（法人の県民税の減免の特例）

第五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて

同法第六十一条（同法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十三条第一項第二号イの規定を適用する。

附則第九條第一項前段中「及び第四項」を削り、「これら」を「法附則第十一條の四第二項において準用する法第七十三條の二十五第一項」に改め、同項後段中「これらの規定」を「同項」に改め、同条第二項中「及び第三項」を削り、「これら」を「同項」に、「これらの規定に」を「同項に」に改める。

附則第十條中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則第十一條第二項第二号イ中「この項」の下に「及び次項」を加え、「規定するもの（以下この号及び次項」を「規定するもの（以下この号）」に改め、同号ロ中「及び次項」を削り、同項第三号中「いう」の下に「。次項において同じ」を加え、同項第四号中「以下この条において「基準エネルギー消費効率」を「次項において「基準エネルギー消費効率」に改め、「定められたもの」の下に「（第五項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）」を加え、同条第三項各号列記以外の部分中「平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月

一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のもの）にあっては、平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令

附則第五條の二第九項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第十項に規定するもの

附則第十一條第三項第三号中「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第五項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に、「附則第五條の二第十三項」を「附則第五條の二第十一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 充電機能付電力併用自動車

附則第十一條第四項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「附則第五條の二第十四項」を「附則第五條の二第十二項」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」の間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十五年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日

から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年分」を「平成二十六年分」に改め、同条第五項中「第二項及び第三項」の下に「(前項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「前項」を「第四項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項(第四号に係る部分に限る。)及び前項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令附則第五条の第十三項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第三項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第五項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百十」とあるのは「前項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、「総務省令附則第五条の第二十一項」とあるのは「総務省令附則第五条の第十五項の規定により読み替えて適用する同条第十一項」と、前項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「第二項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と、「総務省令附則第五条の第十二項」とあるのは「総務省令附則第五条の第十五項の規定により読み替えて適用する同条第十二項」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六十四条及び附則第十条の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 平成二十四年四月一日前に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)附則第十一条の四第三項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従つて事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

3 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県条例第五十三号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表中第五号の八を次のように改める。

五の八 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務

イ 法第二十一条の五の二十五第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理

ロ 法第二十一条の五の二十五第三項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出の受理

ハ 法第二十一条の五の二十五第四項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

ニ 法第二十一条の五の二十六第一項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)の規定による報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査

ホ 法第二十一条の五の二十六第三項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)の規定による権限の行使の要請

ヘ 法第二十一条の五の二十七第一項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)の規定による勧告

ト 法第二十一条の五の二十七第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)の規定による公表

チ 法第二十一条の五の二十七第三項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)の

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉市

<p>規定による措置の命令</p> <p>リ 法第二十一条の五の二十七第四項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）の規定による公示</p> <p>別表中第五号の九を第五号の十とし、第五号の八の次に次の一号を加える。</p> <p>五の九 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第五十一条の二第二項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理</p> <p>ロ 法第五十一条の二第三項の規定による変更の届出の受理</p> <p>ハ 法第五十一条の二第四項の規定による届出の受理</p> <p>ニ 法第五十一条の三第一項の規定による報告等の命令、出頭要求並びに質問及び立入検査</p> <p>ホ 法第五十一条の三第三項の規定による権限の行使の要請</p> <p>ヘ 法第五十一条の四第一項の規定による勧告</p> <p>ト 法第五十一条の四第二項の規定による公表</p> <p>チ 法第五十一条の四第三項の規定による措置の命令</p> <p>リ 法第五十一条の四第四項の規定による公示</p> <p>ヌ 法第五十一条の三十一第二項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理</p> <p>ル 法第五十一条の三十一第三項の規定による変更の届出の受理</p> <p>ヲ 法第五十一条の三十一第四項の規定による届出の受理</p> <p>ワ 法第五十一条の三十二第一項の規定による報告等の命令、出頭要求並びに質問及び立入検査</p> <p>カ 法第五十一条の三十二第三項の規定による権限の行使の要請</p> <p>ヨ 法第五十一条の三十三第一項の規定による勧告</p> <p>タ 法第五十一条の三十三第二項の規定による公表</p> <p>レ 法第五十一条の三十三第三項の規定による措置</p>	<p>千葉市、船橋市及び柏市</p>	<p>の命令</p> <p>ソ 法第五十一条の三十三第四項の規定による公示</p> <p>別表第三十三号上欄中「からハ」を「からニ」に、「及びニ」を「及びホ」に、「市町村」を「町村」に改め、同欄中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。</p> <p>ロ 法第四条第三項の規定による公表</p> <p>別表第三十三号下欄中「各市町村」を「各町村」に改め、同表第三十四号上欄中「者」の下に「又は特定保守製品取引事業者」を加え、同欄ハ中「特定製品」の下に「又は特定保守製品」を加え、同号下欄中「各市町村」を「各町村」に改め、同表第三十五号上欄に次のように加える。</p> <p>ハ 法第四十六条の二第一項の規定による電気用品の提出の命令</p> <p>別表第三十五号下欄中「各市町村」を「各町村」に改め、同表第四十号を次のように改める。</p> <p>四十 削除</p> <p>別表第四十一号上欄中「都市計画法（」の下に「昭和四十三年法律第百号。」を、「都市計画法施行規則（」の下に「昭和四十四年建設省令第四十九号。」を加え、同欄口中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改め、同号下欄中「銚子市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市及びいすみ市並びに」及び「（上欄のイ及びハに掲げる事務については、市川市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市及び四街道市を除く。）」を削る。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、別表第三十三号上欄の改正規定（「市町村」を「町村」に改める部分に限る。）、同号下欄の改正規定、同表第三十四号下欄の改正規定、同表第三十五号下欄の改正規定、同表第四十号の改正規定及び同表第四十一号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第五号の八及び第五号の九上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該市の長の</p>
--	--------------------	--

した処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法の規定により知事に対してなされた行為（施行日前に法の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第五号の八及び第五号の九下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法の適用については、それぞれ同項に規定する市の長のした処分その他の行為とみなす。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第五十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年千葉県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第五十五号

千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県生涯大学校設置管理条例（昭和五十三年千葉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「高齢者に」を「高齢者等に」に改め、「資すること」の下に「及び高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進すること」を加える。

第四条の見出しを「（学部等、修業年限及び定員）」に改め、同条第一項中「一般課程及び専攻課程」を「地域活動学部及び造形学部」に、「通信課程」を「地域活動専攻科」に改め、同条第二項の表以外の部分中「課程」を「学部及び専攻科」に改め、同項の表を

次のように改める。

区 分		学部及び専攻科	修業年限	定員（一学年）
千葉県生涯大学校京葉学園	造形学部	地域活動学部	二年	二一〇名
	地域活動専攻科	地域活動専攻科	一年	二八五名
千葉県生涯大学校東葛飾学園	造形学部	地域活動学部	二年	一〇〇名
	地域活動学部	地域活動学部	二年	三〇〇名
千葉県生涯大学校東総学園	造形学部	地域活動学部	二年	二八五名
	地域活動学部	地域活動学部	二年	七〇名
千葉県生涯大学校外房学園	造形学部	地域活動学部	二年	一〇〇名
	地域活動学部	地域活動学部	二年	一二〇名
千葉県生涯大学校南房学園	造形学部	地域活動学部	二年	五〇名
	地域活動学部	地域活動学部	二年	九五名

第四条に次の一項を加える。

3 造形学部に園芸コース及び陶芸コースを置き、それぞれの定員は、規則で定める。

第七条第一項中「六十歳」を「五十五歳」に改め、同条第二項中「専攻課程」を「地域活動専攻科」に、「一般課程を修業した」を「地域活動学部に修業した者及びこれに相当する者として知事が定める」に改める。

別表中授業料の項を次のように改める。

授業料		地域活動専攻科
地域活動学部	園芸コース	一年につき 一万五千元以内
	陶芸コース	一年につき 二万七千元以内
地域活動専攻科		一年につき 五万四千元以内 一万五千元以内

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の千葉県生涯大学校設置管理条例第四条第一項の規定により置かれた一般課程、専攻課程及び通信課程は、平成二十五年三月三十一日において当該課程に在学している者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該課程の授業料については、なお従前の例による。

千葉県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第五十六号

千葉県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

千葉県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(平成二十一年千葉県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第五十七号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条」の下に「並びに食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。)
第八条第一項」を加え、「基準及び」を「基準、」に、「基準を」を「基準並びに食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を」に改める。
第三条の次に次の一条を加える。

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第四条 政令第八条第一項に規定する食品衛生検査施設の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
 - 二 純水装置、定温乾燥器、デンプフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- 2 政令第八条第一項に規定する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表第一自動販売機を利用して行う営業(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び氷雪製造業に限る。)
以外の営業(食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条に規定する営業に限る。)
の項営業の区分の欄中「食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)」を「政令」に改める。

別表第二自動車を利用して行う営業(飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業(あらかじめ包装された食肉のみを販売するものに限る。)
及び魚介類販売業に限る。)
及び自動販売機を利用して行う営業(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び氷雪製造業に限る。)
以外の営業の項各業種共通の目建物の構造の節中「こう配」を「勾配」に改め、同目給水設備及び汚物処理設備の節中「ふた」を「蓋」に改め、同項

飲食店営業の目中食品取扱設備の節を次のように改める。

食品取扱設備

- 一 調理場又は調理室には、二槽以上の洗浄設備、給湯設備及び冷蔵設備を備えること。
- 二 仕出し又は弁当を調製する施設にあっては、調理場又は調理室内に盛り付け設備を備えること。
- 三 生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。))であつて、生食用として販売するものに限る。以下同じ。)を加工し、及び調理する業態にあっては、他の設備と明確に区分された場所に、次に掲げる設備及び器具(生食用食肉を調理する業態にあっては、イ及びハに掲げる設備及び器具)を備えること。
 - イ 専用の器具及び手指の流水式洗浄設備及び消毒設備
 - ロ 加工のための専用の設備(生食用食肉の加工に使われる設備であつて、肉塊(食肉の単一の塊をいう。以下同じ。))が接触するものをいう。以下同じ。)
 - ハ 調理のための専用の設備(生食用食肉の調理に使われる設備であつて、肉塊が接触するものをいう。以下同じ。)
 - ニ 肉塊の加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備
 - ホ 加熱する肉塊の内部の温度を測定できる温度計
 - ヘ 肉塊を加熱殺菌した後に冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備

別表第二自動車を利用して行う営業(飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業(あらかじめ包装された食肉のみを販売するものに限る。)
及び魚介類販売業に限る。)
及び自動販売機を利用して行う営業(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び氷雪製造業に限る。)
以外の営業の項飲食店営業の目汚物処理設備の節中「客用便所」を「客用の便所」に改め、同項乳処理業の目食品取扱設備の節、特別牛乳搾取処理業の目食品取扱設備の節及び乳製品製造業の目食品取扱設備の節中「自動充てん機」を「自動充填機」に改め、同項食肉処理業(血液加工を行う食肉処理業以外のものに限る。)
の目建物の構造の節中「こう配」を「勾配」に改め、同目中食品取扱設備の節を次のように

<p>食品取扱設備</p> <p>一 冷蔵又は冷凍設備を備えること。</p> <p>二 生食用食肉を加工し、又は調理する業態にあつては、他の設備と明確に区分された場所に、次に掲げる設備及び器具（生食用食肉を加工する業態にあつてはイ、ロ及びニからへまで</p>	<p>改める。</p> <p>食品取扱設備</p> <p>一 処理室には、処理台及び包装台を備えること。</p> <p>二 冷凍原材料を解凍する場合には、解凍設備を備えること。</p> <p>三 製品の保管場所には、冷蔵又は冷凍設備を備えること。</p> <p>四 生食用食肉を加工し、又は調理する業態にあつては、他の設備と明確に区分された場所に、次に掲げる設備及び器具（生食用食肉を加工する業態にあつてはイ、ロ及びニからへまでに掲げる設備及び器具、生食用食肉を調理する業態にあつてはイ及びハに掲げる設備及び器具）を備えること。</p> <p>イ 専用の器具及び手指の流水式洗浄設備及び消毒設備</p> <p>ロ 加工のための専用の設備及び器具</p> <p>ハ 調理のための専用の設備及び器具</p> <p>ニ 肉塊の加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備</p> <p>ホ 加熱する肉塊の内部の温度を測定できる温度計</p> <p>ヘ 肉塊を加熱殺菌した後に冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備</p> <p>別表第二自動車を利用して行う営業（飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業（あらかじめ包装された食肉のみを販売するものに限る。）及び魚介類販売業に限る。）及び自動販売機を利用して行う営業（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び氷雪製造業に限る。）以外の営業の項食肉処理業（血液加工を行うものに限る。）の目建物の構造の節中「こう配」を「勾配」に改め、同目食品取扱設備の節中「充てん設備」を「充填設備」に改め、同項食肉販売業の目食品取扱設備の節を次のように改める。</p>
<p>食品取扱設備</p> <p>一 冷蔵設備を備えること。</p> <p>二 生食用食肉を加工し、及び調理する業態にあつては、他の設備と明確に区分された場所に、次に掲げる設備及び器具（生食用食肉を調理する業態にあつては、イ及びハに掲げる設備及び器具）を備えること。</p> <p>イ 専用の器具及び手指の流水式洗浄設備及び消毒設備</p> <p>ロ 加工のための専用の設備及び器具</p> <p>ハ 調理のための専用の設備及び器具</p> <p>ニ 肉塊の加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備</p>	<p>に掲げる設備及び器具、生食用食肉を調理する業態にあつてはイ及びハに掲げる設備及び器具）を備えること。</p> <p>イ 専用の器具及び手指の流水式洗浄設備及び消毒設備</p> <p>ロ 加工のための専用の設備及び器具</p> <p>ハ 調理のための専用の設備及び器具</p> <p>ニ 肉塊の加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備</p> <p>ホ 加熱する肉塊の内部の温度を測定できる温度計</p> <p>ヘ 肉塊を加熱殺菌した後に冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備</p> <p>別表第二自動車を利用して行う営業（飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業（あらかじめ包装された食肉のみを販売するものに限る。）及び魚介類販売業に限る。）及び自動販売機を利用して行う営業（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び氷雪製造業に限る。）以外の営業の項清涼飲料水製造業の目食品取扱設備の節及び乳酸菌飲料製造業の目食品取扱設備の節中「充てん機」を「充填機」に改め、同項みそ製造業の目食品取扱設備の節及び醤油製造業、ソース類製造業及び酒類製造業の目食品取扱設備の節中「ふた等」を「蓋等」に改め、同表自動車を利用して行う営業（飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業（あらかじめ包装された食肉のみを販売するものに限る。）及び魚介類販売業に限る。）の項各業種共通の目給水設備及び汚物処理設備の節中「ふた」を「蓋」に改め、同項飲食店営業及び喫茶店営業の目業種の欄中「及び喫茶店営業」を削り、同目中食品取扱設備の節を次のように改める。</p>

ホ 加熱する肉塊の内部の温度を測定できる温度計
 ハ 肉塊を加熱殺菌した後、冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備

別表第二自動車を利用して行う営業（飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業（あらかじめ包装された食肉のみを販売するものに限る。）及び魚介類販売業に限る。）の項中飲食店営業及び喫茶店営業の目の次に次のように加える。

業	喫茶店営業	食品取扱	冷蔵設備を備えること。
設備	給水設備	給水タンクの容量は、二百リットル以上とするこ と。ただし、飲食物の洗浄を行う必要のない場合 にあつては、四十リットル以上とすることができ る。	

附則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第三条の次に一条を加える改正規定及び別表第一の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

千葉県環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第五十八号

千葉県環境保全条例の一部を改正する条例

千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなれば」に改める。

第三十一条第一項中「水が」を「水又はその汚染状態が第十九条第一項第一号ロに規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が」に、「水の」を「水又は当該排水基準に適合しないおそれがある水の」に改める。

第七十一条第三号を次のように改める。

三 第三十条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

附則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

千葉県臨港地区構築物規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県条例第五十九号

千葉県臨港地区構築物規制条例の一部を改正する条例

千葉県臨港地区構築物規制条例（昭和四十一年千葉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第一号を次のように改める。

一 法第二条第五項に規定する港湾施設（以下「港湾施設」という。）のうち次に掲げる施設

- イ 外郭施設
 - ロ 係留施設
 - ハ 臨港交通施設
 - ニ 航行補助施設
 - ホ 荷さばき施設
 - ヘ 旅客施設
 - ト 保管施設（危険物置場及び貯油施設を除く。）
 - チ 船舶役務用施設
 - リ 港湾公害防止施設
 - ヌ 廃棄物処理施設
 - ル 港湾環境整備施設
 - ヲ 港湾厚生施設
 - ワ 移動式施設
- 別表第一第二号中「及び通運事業」を「、貨物利用運送事業及び運送取次業」に改める。
- 別表第二中第一号を次のように改める。
- 一 港湾施設のうち次に掲げる施設
- イ 外郭施設
 - ロ 係留施設
 - ハ 臨港交通施設
 - ニ 航行補助施設
 - ホ 荷さばき施設
 - ヘ 保管施設
 - ト 船舶役務用施設
 - チ 港湾公害防止施設
 - リ 廃棄物処理施設
 - ヌ 港湾環境整備施設
 - ル 港湾厚生施設

千葉県知事 鈴木 栄治

移動式施設

別表第二第三号中「及び通運事業」を「貨物利用運送事業及び運送取次業」に改める。

別表第四中第一号を次のように改める。

一 港湾施設のうち次に掲げる施設

イ 外郭施設

ロ 係留施設

ハ 臨港交通施設

ニ 航行補助施設

ホ 船舶役務用施設

ヘ 港湾公害防止施設

ト 港湾環境整備施設

チ 港湾厚生施設

附則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第六十号

千葉県立都市公園条例の一部を改正する条例

千葉県立都市公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条―第三条」を「第一条・第二条」に、「管理（第四条）」を「設置及び管理（第三条）」に改める。

第一条中「管理」を「設置及び管理」に改める。

第二章の章名を削り、第三条の前に次の章名を付する。

第二章 都市公園の設置及び管理

第三条を次のように改める。

（都市公園の設置基準）

第三条 法第三条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 主として県民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園を設置する場合においては、都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面

積を定めること。

- 二 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

第三条の次に次の一条を加える。

（公園施設の設置基準）

第三条の二 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

- 2 県の設置に係る都市公園についての都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。）第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 県の設置に係る都市公園についての政令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として第一項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 県の設置に係る都市公園についての政令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として第一項又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 5 県の設置に係る都市公園についての政令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として第一項又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

千葉県風致地区条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第六十一号

千葉県風致地区条例の一部を改正する等の条例

(千葉県風致地区条例の一部改正)

第一条 千葉県風致地区条例(昭和四十五年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「、有線放送電話業務若しくは放送事業」を「若しくは基幹放送(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送をいう。)」に改める。

(千葉県風致地区条例の廃止)

第二条 千葉県風致地区条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月二日から施行する。ただし、第一条及び次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)附則第七条の規定により同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和三十三年法律第五十二号)の規定の適用についてなお従前の例によることとされる同法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路の設置又は管理に係る行為については、第一条の規定による改正後の千葉県風致地区条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令(平成二十三年政令第三百六十三号)第十四条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和四十四年政令第三百十七号。以下「新令」という。)で定める基準に従って銚子市、市川市、船橋市若しくは香取市が定める条例の施行又は新令の施行の日から起算して三年を経過することにより、第二条の規定による廃止前の千葉県風致地区条例(以下「廃止前の条例」という。)が新令で定める基準に従ったものとみなされることがある場合における廃止前の条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる場合における廃止前の条例が新令で定める許可を受けた行為については、なお従前の例による。

4 前項に規定する場合における廃止前の条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

購読料 月ぎめ 一部一箇月一、一〇〇円(送料を含む。)

本号 一部

三四円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

定期購読申し込み先

一部売り申し込み先

〇四三(二三三)二一五二
〇四三(二三三)二六五八